

「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」ギャラリーエリア利用規約

「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」ギャラリーエリア利用規約(以下「本規約」というは、朝日放送グループホールディングス株式会社(以下「当社」という)が所有し管理する「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」(以下「本店舗」という)内のギャラリーエリアでアート作品(以下「作品」という)の展示(以下「展示」という)及び販売(以下「販売」という)を行う利用(以下「ギャラリーエリア利用」という)に関し、当社及び本店舗の運営を受託する株式会社 RETOWN(以下「運営受託会社」という)と、ギャラリーエリア利用を行う出展者(以下「出展者」という)との間の権利義務関係を定める。

第1条(本店舗のギャラリーエリア利用に関する条件)

1. 出展者は、本規約のすべてに同意し署名捺印をした本規約及び別紙の利用申込書を、当社及び運営受託会社で構成する事務局(以下「事務局」という)に電子メールまたは郵送で提出の上、第7項に記載の前受け金の金額を、第7項のとおり支払うことにより、申し込みを行うものとする。
2. 出展者の利用期間は、作品の搬入開始日から作品の搬出終了日までとし、原則、4週間の期間とする。出展者は、利用期間内に、本店舗の定休日または貸切営業日及び貸切営業時間が含まれることを予め確認する。
3. 出展者は、展示に関わるすべての搬入搬出、設営、展示作業について、事務局が指定する日程で、自らおこなうものとし、必要な要員を手配する。なお、出展者は、本店舗が貸切営業をおこなう場合等、搬入搬出、設営、展示作業の日程について事前に相談する必要があることを、予め確認する。
4. 出展者が利用可能な本店舗の設備の展示関連設備は、別紙のとおりとする。
5. 出展者は、作品、及び、本条前項に記載の展示関連設備以外の展示に必要な機材、什器及び備品を、自らの費用で手配し持ち込む。ただし、第4条2項乃至第4項の禁止事項に記載の持ち込みはできない。
6. 出展者は、作品の販売について、別途、事務局との委託販売契約を締結するものとする。
7. 出展者は、ギャラリーエリア利用料の前受け金として27,500円(消費税込)を申込書に記載の期日までに、事務局が指定する銀行口座に振込にて支払う。なお、振込手数料は主催者の負担とし、事務局が当該振込を確認できた時点で、本店舗の利用が決定する。
8. 出展者は、ギャラリーエリア利用料として、本店舗における作品の販売による売上金額の30%に相当する金額を事務局に支払う。なお、前項に記載の前受け金は、ギャラリーエリア利用料に含むものとする。購入者がキャッシュレス決済にて購入の場合は、決済手数料は出展者の負担とする。
9. 出展者は、展示期間の終了後、ギャラリーエリアを自らの費用及び責任において原状に回復するものとする。出展者が原状回復を行わない場合は、事務局は出展者の費用をもって原状回復を行うことができるものとする。
10. 出展者または出展者の関係者の不注意その他によって本店舗の設備に損害が生じた場合は、事務局は出展者に損害賠償を請求する。
11. 出展者は、作品及び展示において、以下の内容を遵守する。
 - (ア) 事務局が指定するギャラリーエリア以外での展示を行うことはできない。ただし、事務局に事前に書面による相談の上、事務局が許諾する場合は、この限りではない。
 - (イ) 社会通念に照らして品位に著しく欠ける展示または行為、公序良俗に反する展示または行為、特定の企業、団体及び個人を非難、攻撃または妨害する展示または行為、18歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツの展示、並びに来場者等の安全や秩序を保つことに支障をきたす恐れのある展示または行為を行ってはならない。事務局が、事務局の判断において展示や

行為の中止を求めた場合、出展者は展示または行為を中止しなければならない。

- (ウ) 出展者以外の著作権、著作者人格権及び肖像権などの各種権利を侵害する展示または行為を行ってはならない。事務局が、各種権利の遵守のために適切と判断し展示または行為の中止を求めた場合、出展者は展示または行為を中止しなければならない。
- (エ) 特定の政治的、宗教的、思想的な主張を含む展示または行為を行ってはならない。事務局が、事務局の判断において展示や行為の中止を求めた場合、出展者は展示または行為を中止しなければならない。
- (オ) 音を発する作品の展示について事務局が店舗の来場者に迷惑を及ぼすと判断し中止を求めた場合、出展者は展示を中止しなければならない。
- (カ) 本店舗において、作品制作を行う場合は、事務局に事前に書面による相談の上、事務局が許諾する内容において行うものとする。事務局に無断で絵の具やスプレー等を使用し、本店舗の汚損・破損があった場合、故意、過失にかかわらず出展者が清掃費、補修費等を負担する。
- (キ) 飲食物の展示及び販売を行うことはできない。ただし、作品の構成要素として事務局に事前に書面による相談の上、事務局が許諾する場合は、この限りではない。
- (ク) 本店舗内への介助動物以外の動物(生死を問わず)の持ち込みを行うことはできない。ただし、事務局に事前に書面による相談の上、作品の構成要素として事務局が許諾する場合は、この限りではない。
- (ケ) 出展者が作家活動または作品の販売促進活動をすることなく、来場者の個人情報の収集を行ってはならない。
- (コ) 設営、展示作業及び撤去の際に出るゴミや廃棄物は、出展者が持ち帰り処理する。
- (サ) 搬入や設営時に持ち込んだ梱包用のダンボールや緩衝材等は、撤去や搬出の際に必要な場合に限り、事務局が指定の場所にて指定の範囲内でのみ仮置きが可能とする。

12. 本店舗内及び当社の敷地内は、禁煙とする。

13. 出展者は、消防法規等の法令および本規約を遵守する。

第 2 条(ギャラリーエリア利用料の支払い)

1. 出展者は、前条第 6 項に記載の委託販売契約に基づき、前条第 8 項に記載の金額を、事務局が預かる委託販売売上金からの事後精算にて支払うものとする。
2. 前項による金員の支払い方法については、前条第 6 項に記載の委託販売契約に記載のとおりとする。
3. 前条第 8 項に記載のギャラリーエリア利用料の金額が前条第 7 項に記載の前受け金を下回る場合は、事務局は、ギャラリーエリア利用料と前受け金の差額を、前条第 9 項に記載の現状回復後に相殺し、現金により返金するものとする。

第 3 条(キャンセル、変更及びキャンセル料の支払い)

1. 出展者は、ギャラリーエリア利用が決定した後にキャンセルまたはギャラリーエリア利用の日程・内容等を変更する場合、速やかに事務局に連絡するものとする。
2. キャンセルについて前項の連絡を行った日付が利用開始日の 3 日前から当日までの場合、出展者は事務局に対し、キャンセル料として 27,500 円(消費税込)を支払う。
3. 前項に記載のキャンセル料が発生する場合は、事務局は第 1 条第 7 項に記載の前受け金を充当するものとする。

第4条(禁止事項)

1. 出展者は、本規約における契約上の地位及び権利義務の全部または一部を第三者へ譲渡し、承継させもしくは担保に供してはならず、本店舗のギャラリーエリア利用の転貸し等(賃料等の有無を問わず)を行ってはならない。
2. 出展者は、裸火(熱源が気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気のいずれか)に該当する火気使用設備器具の持ち込み及び使用はできない。
3. 出展者は、消防法で定める危険物品、可燃性ガス、可燃性液体類・固体類及び火薬類等の危険物品の持ち込み及び使用はできない。
4. 出展者は、事務局が本店舗の安全な運営の妨げになると判断する内容の持ち込み及び使用はできない。

第5条(知的財産権等)

1. 本店舗及び本店舗の公式サイト等のサービスを構成する文章、画像、プログラムその他のデータ等について的一切の権利(所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等)は、事務局または当該権利を有する第三者に帰属する。ただし、出展者またはアーティスト等出展者の関係者が自ら作成し著作権その他の権利を保有する場合、または権利者から必要な同意を得ている場合を除く。
2. 出展者またはアーティスト等出展者の関係者が保有する著作物の著作権その他の権利に関して発生する模倣等のトラブルについては、事務局は一切の責任を負わない。
3. 出展者またはアーティスト等出展者の関係者の知的財産権及び肖像権の使用に関しては、以下の通りとする。
 - ① 事務局及び事務局に委託された団体、企業、当社と朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社等の当社のグループ会社また広報媒体やメディア等(電波媒体、紙媒体、WEB 媒体等)が、本店舗または出展者の利用内容に関する広報活動を目的とする場合、無償で事前の承諾なく出展者の知的財産権及び出展者の肖像権を使用することができるものとする。使用の期間については、特に制限を設けないものとする。
 - ② 出展者またはアーティスト等出展者の関係者が保有する著作物の画像に関して、本店舗または出展者の利用内容に関する広報活動目的以外のいわゆる営利を目的とした使用が想定される場合は、事前に条件などを双方で協議する。

第6条(ギャラリーエリア利用の解除)

1. 出展者が、次のいずれかに該当する場合は、事務局はギャラリーエリア利用を直ちに解除することができるものとする。
 - ① 本規約の各条項に違反した場合。
 - ② 出展者が第7条に記載の反社会的勢力に該当すると事務局が判断した場合。
 - ③ 出展者が事務局の信用を失墜させる行為を行ったと事務局が判断した場合。
 - ④ 出展者が事務局の指示に従わない場合。
 - ⑤ その他出展者と事務局の信頼関係が損なわれたと事務局が判断した場合。
2. 前項の規定によりギャラリーエリア利用が解除された場合は、事務局は出展者に対し、第1条第7項に記載のギャラリーエリア利用料の前受け金を返金しないものとする。
3. 前2項の規定は、事務局の出展者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第7条(反社会的勢力の排除に関して)

1. 出展者は、自ら(法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 出展者は、事務局が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と相手方が判断する資料を提出しなければならない。
3. 事務局は、出展者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、ギャラリーエリア利用を解除することができる。
4. 事務局が、前述の規定により、ギャラリーエリア利用を解除した場合に、事務局はこれによる出展者の損害を賠償する責を負わず、事務局から出展者に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条(不可抗力による本店舗の営業の休止、中止またはギャラリーエリア利用中止等)

1. 事務局は以下の各号に定める場合、本店舗の営業の休止、中止またはギャラリーエリア利用の中止を決定することがある。
 - ①天災地変、疫病、戦争、内乱、テロ、ストライキ、輸送機関・通信回線の事故、行政からの命令、その他事務局の責めに帰すことが出来ない不可抗力によるやむを得ない事情が発生した場合。
 - ② その他、事務局が本店舗を営業することが適切でない判断した場合。
2. 事務局は前項に記載の場合における、本店舗の営業の休止、中止またはギャラリーエリア利用の中止による損害の補償は行わない。

第9条(機密保持)

出展者は、ギャラリーエリア利用及び本規約の履行に際して事務局から知り得た機密情報を第三者に開示または漏洩してはならず、ギャラリーエリア利用及び本規約の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報についてはこの限りではない。

- ① 知り得た時点で、既に公知であった情報
- ② 知り得た時点で、出展者が守秘義務を負うことなく既に正当に保有していた情報
- ③ 知り得た後、出展者の責によらず公知となった情報
- ④ 出展者が事務局以外の第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- ⑤ 出展者が開示を受けた情報によらずして独自に開発した情報

第10条(事務局の義務及び免責)

1. 事務局は、本店舗全体の管理・保全及び安全かつ円滑な運営のため、最善の注意をはらうものとする。
2. 事務局は、出展者またはアーティスト等出展者の関係者の作品または持ち込み備品等、出展者の資産等に生ずる盗難、紛失、損失、破損、損害または出展者の行為による出展者および来場者その他の第三者に生ずる損失、損害又は人的災害を含む事故などについて、その原因のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとする。
3. 事務局は、出展者またはアーティスト等出展者の関係者が行う作品の展示に関わる搬入搬出及び設営撤去について、一切の責任を負わないものとする。
4. 事務局は、出展者の義務の不履行によるギャラリーエリア利用の解除に伴い、当該出展者が被るいかなる損害に対して一切の責任を負わないものとする。
5. 事務局は、第1条第4項に記載の本店舗の設備の不具合等に起因して、出展者に損害を与えたとき

